



フルハーネス型安全帯(墜落制止用器具) 特別教育のご案内

一般社団法人佐野労働基準協会
株式会社人財学園

会員事業場の皆様には日頃より、当協会の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省は、2018年6月に、関係する政令・省令等を一部改正しました。この改正により、2019年2月1日以降、従来の「安全帯」の名称が「墜落制止用器具」に変更されると同時に、原則（下記②）として「フルハーネス型」のものを使用することが事業者には義務付けられました。

更に、「フルハーネス型」のものを使用する際には、安全のための正しい使用方法に関する知識を習得するため特別教育を受講することが義務付けられました。

これを受け、当協会と(株)人財学園の共催により、下記の特別教育を計画しましたので、是非この機会に受講されることをお勧めします。

記

1. 日時 2019年7月24日(水) 受付時間 午前8時40分
講習時間 9時～16時20分
2. 開催場所 佐野市勤労者会館 会議室(佐野市浅沼町796 ☎0283-21-1830)
3. 受講料 11,000円(テキスト代・税込み)
4. 申込方法 同封しました申込書と、受講料、本人確認書類を添えて、**7月5日(金)**までにご持参下さい。(振込を希望される場合は、当協会にご連絡下さい。)
5. 定員 50名(定員になり次第締め切ります。)
修了証用写真につきましては、講習初日に会場にて撮ります。
事前に準備していただく必要はありません。

<改正のポイント> 2019年2月1日より施行

①「安全帯」の名称は「墜落制止用器具」に変更

従来の安全帯のうち「胴ベルト型(U字つり)」は、墜落制止用器具から除かれました。

②墜落制止用器具は「フルハーネス型」の使用が原則

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さ6.75m以下)は、「胴ベルト(一本つり)型」の使用ができる。

③特別教育の義務化

なお、法が施行されて初めての教育ですので、作業経験のある方も安全に安全作業の知識と、使用方法の確認と学び取ることを目的としておりますので、6時間コースのみの教育です。

また、主催者として器具を用意してありますが、身体に合ったフルハーネス型墜落制止用器具をお持ちの方は、持参いただきますと、より身体にあった実技体験ができますのでご持参下さい。

お問合せ等は、当協会(電話0283-24-6470)まで